

# 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成31年1月31日

全国健康保険協会大阪支部  
支部長 小村 俊一

## 1 調達内容

### (1) 件名

不用物品の撤去、収集運搬及び処分業務委託

### (2) 仕様等

仕様書による

### (3) 履行期限

契約期間 平成31年3月31日（日）

履行日 平成31年3月9日（土）又は平成31年3月10日（日）を予定。

※詳細な日時については、担当者との事前協議により決定するものとする。

※競争参加者は、上記履行予定日に履行できることを条件とする。

### (4) 不用物品の撤去・搬出場所

西成労働福祉センター（所在地：大阪市西成区萩之茶屋1-3-44）

### (5) 見積方法

当該不用物品の撤去・収集運搬・処分及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）作成等一切の諸経費を含めた金額を不用物品の撤去、収集運搬・処分価格として見積書に記して提出すること。

ただし、不用物品の中で鉄くず資源ごみとして買取ることができるものがある場合は、当該物品の買取り価格及び対象物を見積書に記載すること。

参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

## 2 競争参加資格

（1）全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。

（2）平成28,29,30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「役務の提供等」でB,C又はDの等級のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有すること。

（3）産業廃棄物の運搬・処分業務については、積込み場所・荷下し場所及び処分施設のある場所について、それぞれを管轄する都道府県知事等の許可を受け、産業廃棄物の収集運搬業及び産業廃棄物の処分業が事業範囲に含まれている者が実施すること。

受託業務の実施にあたり、当該業務の全部または主体的部分（本業務の管理業務、協会けんぽとの連絡調整及び費用請求、現場の指揮命令、完了報告書の作成・提出）の第三者への委託は認めないものとする。運搬・処分作業について、第三者へ委託する場合は、文書にて事前に承認を受けるものとする。

- (4) 当該案件を確実に履行できると認められるものであること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 官公庁等から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではない者であること。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (10) 上記1(3)で予定する履行日に業務を実施できる者であること。

### 3 見積書の提出場所等

#### (1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階  
全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ 担当 今井  
電話 06-7711-4310

#### (2) 仕様書の交付方法

交付場所：上記3(1)と同じ  
土日祝日を除く、午前8時30分より午後5時00分まで。

#### (3) 見積書の提出期限

日時：平成31年2月12日（火）午前11時00分

- ① 厚生労働省競争参加資格審査結果通知書（写し）
- ② 見積書（別紙2）
- ③ 保険料にかかる申立書（別紙3）
- ④ 保険料にかかる申立書に添付する領収書（写）若しくは納付証明書（写）
- ⑤ 記2(3)に示す許可を得ていることが確認できる書類の写し
- ⑥ 産業廃棄物処分業務に係る確認事項（別紙4）

※書類はA4サイズにて提出すること。

#### (4) 見積書の提出方法

上記3(1)へ郵送または持参するものとする。

### 4 その他

#### (1) 契約手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本通貨に限る。

- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。  
記載漏れ、押印漏れ及び判断できないものは無効とする。
- (3) 提出した見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 上記2に示した参加資格のない者の見積書は無効とする。
- (5) 契約相手方の決定方法
  - ・本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会大阪支部長が判断した者であって、当協会が予定する価格の制限の範囲内で有効な最低価格の見積書を提出した者を契約候補者とする。
  - ・同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会大阪支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約候補者を決定する。ただし、見積書を提出した者が直接くじをひくことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 見積結果は当協会支部窓口掲示板に掲示する。  
決定業者には別途、電話で連絡することとする。
- (8) 請書作成の要否 要
- (9) 当協会大阪支部は、1、調達内容(5)見積方法により不用物品の全部または一部の買取意向を示した者に対し、動作保障や返品受付は一切しないものとする。

#### 【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させることができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。